

## 京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金審査会 市民公募委員募集要領

(目的)

第1条 「京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金」(以下、「補助金」という。)の交付決定に当たり、区民の立場から幅広い御意見をいただくため、交付申請活動を審査する「京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金審査会」(以下、「審査会」という。)に市民公募委員を設けることとし、以下のとおり募集する。

(募集人数)

第2条 市民公募委員の募集人数は、1名とする。

(任期)

第3条 市民公募委員の任期は、令和8年7月1日(水)から令和10年3月31日(金)までとする。

(応募資格)

第4条 市民公募委員の応募資格は、応募日現在、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 満18歳以上の方で、区内に居住、通勤又は通学する方
- (2) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (3) 平日に開催される審査会に出席できる方(年1~2回程度)
- (4) 補助金の交付申請予定者及びその関係者でない方
- (5) 京都市の他の附属機関等に2つ以上、市民公募委員として在籍していない方

(応募方法)

第5条 所定の応募用紙に必要事項及び作文(テーマ「南区のまちづくりに対する思い」)を記入のうえ、南区役所に郵送、持参、FAX、電子メールのいずれかで提出する。ただし、応募書類は返却しない。

(応募期間)

第6条 令和8年4月6日(月)から令和8年5月8日(金)までとする。ただし、郵送の場合は当日消印有効、FAX及び電子メールの場合は、当日送信日時記録を有効とする。

(選考方法)

第7条 市民公募委員の選考は、別に定める「京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金審査会市民公募委員選考要領」に基づき行う。

(選考結果)

第8条 選考結果は、令和8年5月下旬までに応募者全員に対して文書により通知する。

(委員の職務)

第9条 審査会に出席し、補助金申請団体の申請書類等を審査したうえで、審査委員による交付事業の選定に関する審議に参加する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から実施する。